

『こころに残る景観資源』発掘プロジェクト～こころに残る眺望景観～実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岸和田市景観条例（平成22年条例第19号）（以下「条例」という。）第40条の規定に基づき、『こころに残る景観資源』発掘プロジェクト～こころに残る眺望景観～（以下「プロジェクト」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(プロジェクトの目的)

第2条 このプロジェクトは、本市域内において景観の形成に寄与する景観資源を発掘・蓄積・共有すること、および発掘した資源の中から特に優れているものを『こころに残る景観資源』として指定することで、景観に関する市民意識の高揚を図り、ひいてはより良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

(『こころに残る景観資源』の指定の対象)

第3条 『こころに残る景観資源』として指定する対象は、プロジェクトに応募のあったものの中から、こころに残る景観資源発掘委員会において、岸和田市の良好な景観の形成に寄与していると推薦されたものとする。

(指定の方法)

第4条 前条の指定の対象の中から、岸和田市景観審議会（以下、審議会）において審議し、岸和田市の良好な景観の形成に特に寄与していると認めたものを、市長が指定する。

(審査の対象)

第5条 今回実施するプロジェクトの審査の対象となる眺望景観は、別表1のとおりとする。

(審査の対象となる眺望景観の募集)

第6条 前条に規定する眺望景観の募集については、公募によって行なうものとする。

2 市長は、市広報、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、眺望景観の募集について次の各号に定める事項を市民に周知するものとする。

- (1) プロジェクトの目的
 - (2) 募集の対象
 - (3) 募集期間
 - (4) 応募の方法
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
- 3 応募者は、次の各号に定める事項を記した書類及び推薦する眺望景観を含んだ写真等（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。
- (1) 応募者の住所、氏名、年齢、電話番号またはメールアドレス
 - (2) 推薦する眺望景観の写真
 - (3) 眺望景観にまつわるエピソードや推薦理由
 - (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(こころに残る景観資源発掘委員会)

第7条 応募された景観資源を審査し、景観審議会に推薦し、報告するため、こころに残る景観資源発掘委員会（以下、委員会）を設置する。

2 委員会は、岸和田市附属機関条例第2条に規定する岸和田市景観審議会及び岸和田市環境デザイン委員会の委員から4名以内で組織する。

3 委員会は、委員長を置くものとし、岸和田市景観審議会の会長または会長に指名されたものがこの任に当たるものとする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員会は、応募された眺望景観を、応募書類、まちかど投票、現地調査等の方法により別表2の視点と評価に基づき審査し、特に優れた眺望景観を『こころに残る景観資源』として岸和田市景観審議会に推薦し、報告する。

(結果の公表)

第8条 市長は、第4条の規定により『こころに残る景観資源』を指定した場合、市広報、市ホームページその他の広報媒体を利用し、これをすみやかに公表するものとする。

(その他)

第9条 プロジェクトの実施に際しては、第2条に掲げる目的に鑑み、所有者等関係者だけでなく、広く市民意識の啓発、高揚を図ることに努めるものとする。

第10条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月10日から施行する。

別 表 1

(第5条関係)

対象となる眺望景観（いずれかにあてはまるもの）

- ・まちなみやランドマークとの連続性が感じられるもの
- ・山並みや海岸線など自然地形との関連性が感じられるもの
- ・まちの成り立ちや、遠景によるまちの広がりが感じられるもの
- ・地域を特徴づけるまたは個性が感じられるもの

別 表 2

(第7条関係)

視点と評価

- (1) 「市民意識への効果」・・・地域固有の魅力を感じさせ、市民の誇りとなり得る眺望景観
 - ①地域への親しみや愛着が感じられ、景観形成への意識や関心を高めている
 - ②地域のアイデンティティや誇りを形成している
- (2) 「市民活動への効果」・・・まちなみとの調和や自然と共に存する魅力ある眺望景観
 - ①地形地物との関わりと人々の営みが感じられる
 - ②地域住民により維持管理活動等が行われおり、地域への愛着が感じられる
 - ③地勢やまちの成り立ち、変化が感じられる
- (3) 「自然空間との調和」・・・山並みや海岸線など自然地形との連続性のある眺望景観
 - ①地域の象徴となるランドマークとの連続性や調和が感じられる
 - ②周辺建物の形態、ファサード、意匠に良好な影響を与えている
 - ③地域の魅力を伝え、または、地域を特徴づける取り組みが感じられる
- (4) 岸和田の景観的なシンボルである「岸和田城」や「久米田池」に関連する眺望景観
 - ①従来の印象や魅力と異なる新たな視点が効果的に伝わるなど景観的要素を形成している
 - ②歴史や文化、季節感など地域のシンボルとして人々の関わりが感じられ、または特徴づけている